

胎内市生涯学習施設における民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査
実施要領

胎内市 生涯学習課

令和6年9月

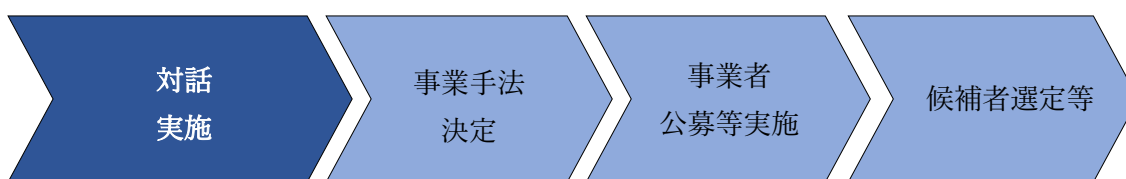
目 次

1. 調査の目的	1
2. 建設候補地	1
3. スケジュール	3
4. サウンディングの内容	3
5. サウンディングの手続き	4
6. サウンディングの内容	6
7. 問合せ先	7

1. 調査の目的

胎内市では、平成 29 年 12 月より生涯学習施設整備に向けた検討を行い、このたび「胎内市生涯学習施設整備基本構想」及び「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」を策定しました。

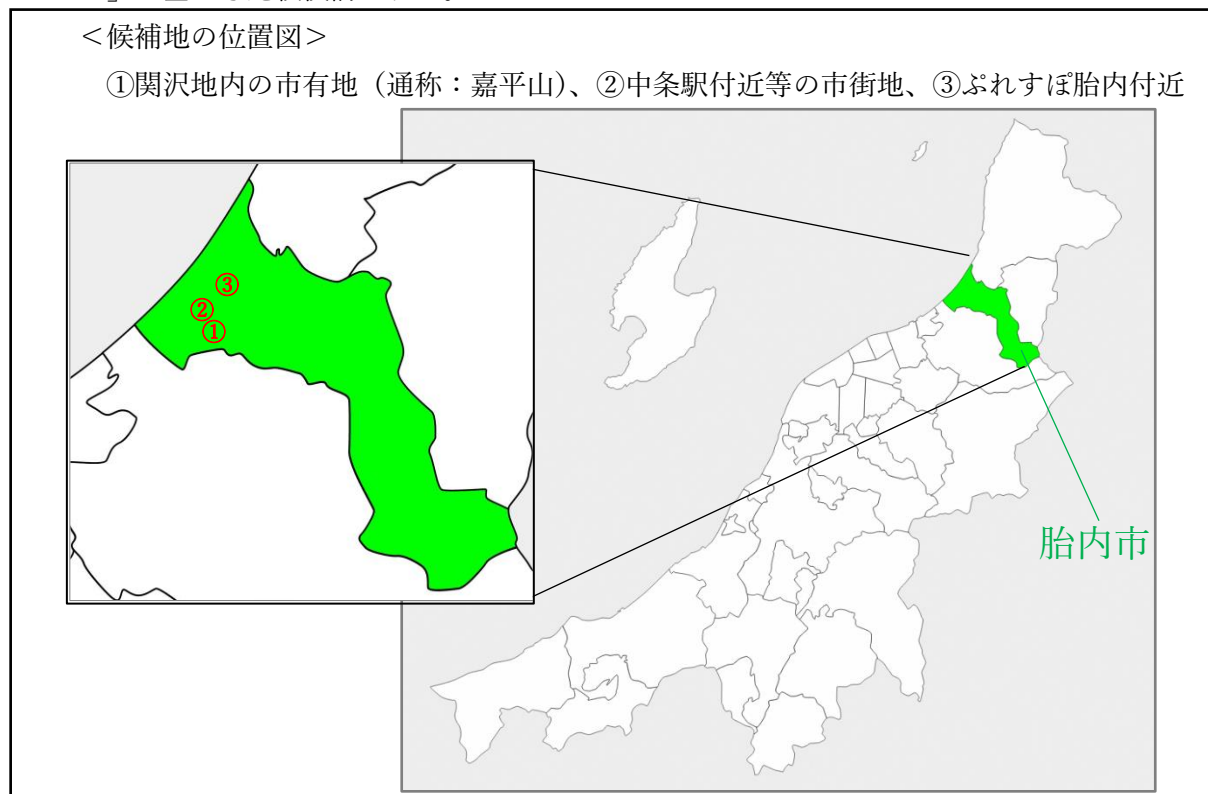
本サウンディング型市場調査（以下「対話」という。）は、生涯学習施設整備の検討を進めていくに当たり、PPP/PFI 制度を活用した官民連携事業への事業者の参画可能性や事業条件、事業内容等について対話を行い、効果的な民間活力の導入方策について調査することで、具体的な公募要件を整理し、今後の事業推進の参考とすることを目的としています。



図表：対話の実施～候補者選定・協定書締結までの流れ（イメージ）

2. 建設候補地

令和 6 年 8 月時点の「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」の「IV. 建設候補地について」に基づき比較検討をする。



3. スケジュール

事 項	日 程
サウンディング型市場調査 実施要領公表	令和6年9月11日(水)
質疑書受付	令和6年9月11日(水)～9月25日(水)午後5時まで
実施要領等に対する質疑回答	令和6年9月30日(月)
現地見学会・説明会の開催	令和6年9月19日(木)午後1時30分～
調査参加申込書 受付	令和6年10月8日(火)午後5時まで
提案書 受付	令和6年11月8日(金)午後5時まで
個別サウンディング実施 (土曜・日曜・祝日を除く)	令和6年11月11日(月)～11月22日(金)
サウンディング調査結果の公表	令和6年12月上旬(予定)

※現時点での想定であり、対話結果等に応じて、変更する場合があります。

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

本調査に参加可能な者は、今後、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ②調査参加申込書提出時点で、本市から胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年訓令第38号。以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
(https://www1.g-reiki.net/tainai/reiki_honbun/r192RG00000197.html)
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく公正・再生手続き中の者
- ④胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) サウンディングの項目

「胎内市生涯学習施設整備基本構想」及び「胎内市生涯学習施設整備基本計画(案)」を前提として、意見交換ができればと考えています。

提案内容は、アイデアレベルでもかまいませんが、事業期間や事業範囲など主に以下の項

目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

- 実施する施設の内容、整備する施設の内容等に関する提案
- 事業方式に関する提案
- 地方公共団体の施策の方向性を踏まえた提案（地域貢献、環境対策等）
- その他、事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮してほしい事項

（3）対話の進め方

上記の項目に沿って、参加事業者から一括してご説明していただき、それを踏まえて、市側から質問等させていただきながら、予定時間内で対話を実施します。なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。また、提案内容によっては、進行方法を変更する場合があります。

5. サウンディングの手続き

（1）現地見学会・説明会の開催

事業の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに、参加者の氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、「7. 問合せ先」記載のメールアドレスにご連絡ください。なお、件名には【生涯学習施設サウンディング調査 現地見学会参加申込】としてください。

①申込受付期間

令和6年9月18日（水）午後1時まで

②申込先

「7. 問合せ先」のとおり

③見学会開催日時

令和6年9月19日（木）午後1時30分～午後3時

④会場

胎内市役所 黒川庁舎 2階 大会議室（胎内市黒川1410番地）

※バスで市内を回ります。

（2）質問の受付及び回答

① 質問方法

対話について、質問がある場合は、様式1「質疑書」に必要事項を記入し、電子メールにより、胎内市生涯学習課社会教育係へ令和6年9月25日（水）午後5時までに提出してください。（「質疑書」は胎内市ホームページからダウンロードできます。）

② 回答方法

本実施要領に関する質問については、質問者名を除き、質問内容とともに令和6年9月30日（月）に回答を市ホームページで公表します。

（3）サウンディング参加の申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、様式2「調査参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより、「7. 問合せ先」記載のメールアドレスに送付ください。（「様式2「調査参加申込書」は、胎内市ホームページからダウンロードできます。）

なお、件名には【生涯学習施設サウンディング調査 調査参加申込書】としてください。

①申込受付期間

令和6年10月8日（火）午後5時まで

②申込先

「7. 問合せ先」のとおり

（4）サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

（5）提案書等の提出

サウンディングの項目についてのご提案を様式3「提案書」に必要事項を記入し、電子メールにより、「7. 問合せ先」記載のメールアドレスに送付ください。（「様式3「提案書」は、胎内市ホームページからダウンロードできます。様式3によらず、サウンディングの項目が記載された資料を提出いただいても構いません。）

なお、件名には【生涯学習施設サウンディング調査 提案書の提出】としてください。

①提出期間

令和6年11月8日（金）午後5時まで

②所要時間

1団体 60分程度（入退室、資料準備を含む）

③場所

胎内市役所 黒川庁舎（新潟県胎内市黒川1410番地）

④連絡

日程等の詳細については担当課で調整し、提案書受付後に個別に電子メールでお知らせします。

⑤その他

調査参加者から提出いただいた提案書の内容について意見交換をさせていただきます。対話は、調査参加者のアイデアやノウハウの保護を図る観点から、調査参加者と市職員のみで個別に実施させていただきます。

個別対話の際に同席いただける人数について、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。対話に当たり、追加資料の提出は必要ありませんが、説明の補足に必要な資料等を使用することができます。追加資料を使用する場合は、当日4部ご持参ください。

なお、希望があれば、オンラインでの対話についても対応可とします。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、調査参加者の名称は公表しません。また、調査参加者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 調査参加者及び対話内容の取り扱い

- ・本調査に参加することにより、今後、市が実施する公募において、対話への参加実績は、優位性を持つものではありません。また、今回の対話に不参加の場合でも、事業者公募の手続きに参加できます。
- ・対話内容は、今後の検討において参考としますが、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものであり、何ら約束等をするものではありません。
- ・本実施要領に記載するスケジュールはあくまでも現時点での想定であり、実施時期を定めるものではありません。事業者公募の実施の可否及び時期等については、あらためて検討した上で公表します。
- ・市が提供する資料等は対話に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(2) 提出書類の取扱いについて

提出書類の著作権は提出者に帰属しますが、市へ提出された資料は、理由の如何に問わず、返却いたしません。提出された資料は、事業の諸条件の検討以外の目的で使用しません。胎内市情報公開条例（平成17年条例第11号）に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。胎内市が必要と認める場合は、同条例第6条に規定する非公開情報を除き、事前に調査参加者に確認の上、全部又は一部を公開することがあります。

また、提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国又は日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとします。

(3) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、調査参加者の負担とします。

(4) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(5) 法令による制限

関係法令（都市計画法、建築基準法など）による制限については、提案者において個別にご確認ください。

(6) 事業化検討の考え方

事業化については、本調査の結果を踏まえ、胎内市の想定される事業効果を総合的に勘案し、検討することとしております。ご提案いただいた内容について事業化を約束するものではありません。

7. 問合せ先

胎内市教育委員会 生涯学習課 社会教育係

(新潟県胎内市黒川 1410 番地 黒川庁舎)

電 話：0254-47-2711

E-Mail：community@city.tainai.lg.jp